

令和3年2月25日

神奈川県議会各会派代表者 }
神奈川県議会議員 } 殿

神奈川県議会議長 嶋村 ただし

令和3年度政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の事前確認について(通知)

このことについて、令和2年12月7日の団長会決定に基づき、次のとおり試行しますのでご対応ください。

1 書類の提示時期 原則として次のとおり

対象	提示期限	提示書類	提示先
4月～6月支出分	令和3年 7月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出伝票 ・ 証拠書類等 	議会局 経理課
7月～9月支出分	令和3年10月29日(金)		
10月～12月支出分	令和4年 1月31日(月)		
1月～2月支出分	令和4年 3月15日(火)		
3月支出分	令和4年 4月11日(月)		

2 事前確認の主な内容

- (1) 主として「用途が政務活動費に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか、「添付書類の不足はないか」等について確認します。
- (2) 事前確認の結果、本職が修正、書類の追加が必要であると認めた場合は、会派及び議員は、修正等を行い、再提示願います。
- (3) (2)において、会派及び議員が、修正の必要がないと考える理由がある場合は、書類を再提示の上、本職にその旨をお伝えください。
- (4) 事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行います。

問合せ先
 議会局経理課経理グループ
 電話 045-210-7531 (直通)

政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の事前確認について

(令和2年12月7日団長会決定)

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、年度の途中で議長による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化することに向けて、令和3年度から次のとおり試行する。

(事前確認の実施方法)

1 証拠書類等の提示時期

会派及び議員は、証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、これは、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

2 事前確認の主な内容

議長は、主として「用途が政務活動費に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」等について確認することとする。

事前確認の結果、議長が修正、書類の追加が必要であると認めた場合は、会派及び議員は、修正等を行い、再提示する。

事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行う。